

東浦町公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、東浦町が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全に万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「公共基準点」とは、街区三角点（2級基準点相当）、及び街区多角点（3級基準点相当）であつて、かつ永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全に係る主管課は、公共基準点に関する事務を所掌する課（以下「担当課」という。）とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ、公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により町長へ申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）によりその使用承認を受けなければならない。

2 公共基準点を使用する者（以下「基準点使用者」という。）は、公共基準点を使用した後は、公共基準点使用報告書（様式第3号）により使用結果を町長に報告しなければならない。

3 基準点使用者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、町職員の請求があつた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(工事施工)

第5条 道路等の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事を施工する場合は、あらかじめ、公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を町長に提出し、町長の指示に基づき公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事

(2) 車両、重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となるもの

(3) その他公共基準点の効用に支障をきたすおそれのある工事

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 引照点図又は担当課の長の指示する測量資料

(3) 写真（公共基準点、公共基準点の周辺及び全引照点を確認できるもの）

4 公共基準点付近における工事が竣工したときには、工事施工者は、速やかに、公共基準点付近での工事竣工報告書（様式第5号）を町長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 竣工写真（公共基準点及び公共基準点の周辺が確認できるもの）

(2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・竣工が対比できる引照点図又は町長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近における工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は、担当課の長との協議後、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により町長に申請し、公共基準点復旧承認書（様式第7号）によりその承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ、公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）により町長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）によりその承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（公共基準点及び公共基準点の周辺が確認できるもの）

(3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において既設と同様の構造による設置が不可能な場合は、担当課の長と協議の上構造を変更することができる。

3 工事施工者以外の者であつて、故意又は過失により公共基準点を滅失またはき損したもの（以下「事故原因者」という。）については、前2項の規定を準用する。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。

2 測量成果の修正に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他の関係法令の規定に基づき担当課が行うものとする。

（設置工事）

第9条 工事施工者は、公共基準点の測量標の設置位置及び設置の施工方法について、舗装復旧前に担当課の長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用しなければならない。ただし、使用不可能な場合は、担当課の長と協議するものとする。

- 3 工事施工者は、設置の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事が竣工したときには、工事施工者は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式10号）に、前項の写真を添えて町長に提出し、その検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第10条 公共基準点の再設置工事に要する費用は、原因者である工事施工者が負担するものとする。

（その他）

第11条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いについては、担当課の長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住所

氏名

印

東浦町公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計 画機 関	名称	
	代表者名	
	所在地	電話
測量作 業機 関	名称	
	担当者名	
	所在地	電話
備考		

様式第2号（第4条関係）

公共基準点使用承認書	
様	
年 月 日の申請のありました東浦町公共基準点の使用について、次のとおり承認します。	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
測量地域	
使用する公共基準点	計 点
測量方法	
測量作業機関	名称
	担当名
	所在地
電話	
承認条件	
1 作業者は、使用時に当該承認書を携行すること。 2 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないように努めること。 3 使用終了後は、公共基準点使用報告書（様式第3号）に、精度管理表、成果表、網図の写し等を添付し提出すること。	
承認番号 東 第 号	
年 月 日	
東 浦 町 長	
担当者連絡先	部 課 担当 電話 0562-83-3111

様式第3号（第4条関係）

公共基準点使用報告書

年 月 日

東 浦 町 長

報告者 住 所
氏 名
担当者

印

東浦町公共基準点の使用結果を次のとおり報告します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
測 量 地 域		
使 用 し た 公 共 基 準 点	計 点	
使 用 承 認 番 号		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 名	
	所 在 地	電話
使 用 結 果 (精 度)	No. ~ No. 相対精度 1 : No. ~ No. 相対精度 1 : No. ~ No. 相対精度 1 : No. ~ No. 相対精度 1 :	
特 記 事 項		

*特記事項欄には、故障点及び異状点等の状況を記載。

様式第4号（第5条関係）

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

東 浦 町 長

届出者 住所
氏名

印

工事の施工について次のとおり届け出ます。

工 事 件 名			
工 事 場 所	東浦町大字	字	番地先
工 事 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
工 事 概 要			
公共基準点番号			
占 用 企 業 者	名 称		
	代表者名		
	所 在 地	電話	
工 事 請 負 者	名 称		
	担当者名		
	所 在 地	電話	
添 付 図 面	1 位置図	2 断面図	3 平面図 4 その他

様式第5号（第5条関係）

公共基準点付近での工事竣工報告書

年 月 日

東 浦 町 長

報告者 住 所
名 称 ⑩
担当者

年 月 日付けで届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所	東浦町大字 字 番地先	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
工 事 概 要		
公共基準点番号		
公共基準点 の 状 況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他	
工 事 請 負 者	名 称	
	担当者名	
	所在地	電話
添 付 図 面	1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他	

様式第6号（第5条関係）

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所
名 称

㊞

工事により支障をきたした公共基準点の復旧について、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復 旧 理 由		
復 旧 内 容		
復 旧 場 所	東浦町大字 字 番地先	
復 旧 す る 公 共 基 準 点		
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
復 旧 工 事 請 負 者	名 称	
	担当者名	
	所在地	電話
備 考		

様式第7号（第5条関係）

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について次の
とおり承認します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	東浦町大字 字 番地先
復旧する 公共基準点	
復旧完了期限	年 月 日とする

承認条件

- 1 測量標設置は、東浦町公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 標識の再利用が困難な場合は、 課へ連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第10号）を提出し、東浦町の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに東浦町へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに 課に届け出て協議してください。

承認番号 東 第 号
年 月 日

東 浦 町 長

担当者連絡先

部 課 担当

電話 0562-83-3111

様式第8号（第6条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所

名 称

㊟

工事により支障となる公共基準点（一時撤去・移転）について、次のとおり承認申請します。

一次撤去・移転の理由		
工 事 件 名		
工 事 場 所	東浦町大字 字 番地先	
一次撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地		
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで で	
一次撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで で	
工 事 請 負 者	名 称	
	担当者名	
	所 在 地	電話
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備 考		

様式第9号（第6条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）
について、次のとおり承認します。

承認事項

移 転 先	東浦町大字 字 番地先
一次撤去・移転する 公共基準点	
完 了 期 限	年 月 日とする

承認条件

- 1 再設置位置については、 課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、東浦町公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 3 標識の再利用が困難な場合は、 課へ連絡してください。
- 4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第10号）を提出し、東浦町の検査を受けてください。
- 5 検査に合格したときには、速やかに東浦町へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 6 一時撤去の中止等、承認内容に変更が生じた場合は、速やかに 課に連絡してください。

承認番号 東 第 号
年 月 日

東 浦 町 長

担当者連絡先

部 課 担当

電話 0562-83-3111

様式第 10 号（第 9 条関係）

公共基準点設置工事竣工報告書

年 月 日

東 浦 町 長

報告者 住 所
名 称
担当者

㊟

年 月 日付けで承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転）
について工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所	東浦町大字 字 番地先	
設置工事竣工日	年 月 日	
設置公共基準点番号		
工 事 請 負 者	名 称	
	担当者名	
	所在地	
添 付 図 面	1 竣工写真 2 測量成果一式 3 その他	

TEL